

## 9 関連制度の活用

### ① 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や精神上の障害により判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な者について、その生活全般にかかる必要な意思決定を、本人に代わって法的に代理や同意・取消をする権限を与えられた成年後見人等が行う制度です。判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように財産管理などの保護・支援を行います。

#### ○申立権者

申立は、本人の住所地の家庭裁判所に行います。

成年後見制度における申立権者は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人および市町村長とされています。

#### ○市町村長申立て

65歳以上の者、知的障害者、精神障害者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、市町村長は後見開始の審判等の請求ができると規定されています。

市町村長申立権の根拠である老人福祉法等の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」とは、本人に四親等内の親族がなかったり、これらの親族があっても音信不通の状況にいたり、親族等による財産等の侵害があるなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいいます。

#### ○援助者の種類

| 区分         | 本人の判断能力   | 援助者   | 備 考                             |
|------------|---|-------|---------------------------------|
| 後 見        | ほとんどない  | 成年後見人 | 必要に応じて、複数の人や法人を援助者として選任することができる |
| 保 佐        | 特に不十分   | 保佐人   |                                 |
| 補 助        | 不十分   | 補助人   |                                 |
| 任 意<br>後 見 | 本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度である。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じる。 |       |                                 |

#### ○手続きの流れ

| 申 立  | 審判手続き  | 審 判      | 援助開始 |
|--|--|----------|------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書、戸籍謄本、住民票等を提出</li> <li>・手続き費用が必要</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・審問 裁判官が直接事情聴取</li> <li>・調査 調査官が事情聴取</li> <li>・本人の判断能力について鑑定が行われることもある</li> </ul> | 裁判官による審判 | 援助開始 |

### ② 地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方の権利擁護に資することを目的として、それらの方が住み慣れた地域で自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うものです。本事業の実施主体は、各都道府県・指定都市社会福祉協議会である。実施にあたっては、その一部を基幹的な社会福祉協議会等に委託できるとされており、福井県の場合は四つの基幹的社会福祉協議会（福井市社協、勝山市社協、越前市社協、敦賀市社協）に委託しています。

この事業の担い手は、本事業の委託を受けた基幹的社会福祉協議会において雇用されている「専門員」と「生活支援員」です。

#### ○専門員

専門員は、利用希望者またはその支援者からの相談を受け、本人と面接し、状況調査を行う。家族・親族や地域での支援の状況から本人がサービスを受ける必要性を確認し、本人の希望する援助内容、認知症や障害の程度、日常生活の様子や経済状況などを把握します。

その結果を踏まえて、支援計画を作成し、契約締結を行います。また、書類等の預かりサービスの手続きも行います。

契約後も援助の適切さを検討しながら、新たな相談への対応も行います。

#### ○生活支援員

生活支援員は専門員の指導のもと、契約書および支援計画の内容に基づいて福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理サービスを実施します。定期的に、あるいは利用者から依頼がある時に契約者宅を訪問したり、金融機関で日常生活に必要な金銭の払戻しや支払いなどを援助します。